

「法テラス」のさらなる体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法が平成16年に施行された。同法に基づき「日本司法支援センター」（愛称：「法テラス」）が設立され、本年10月2日、全国で一斉に業務を開始した。

「法テラス」は「身近な司法」の実現に向けて中核となる組織であり、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護関連業務を主な業務としている。業務開始初日だけでも約2,300件もの相談があり、国民の期待は大きい。

今後、法的トラブルの増加が予想されることを考えると、「法テラス」は時代の大きな要請に応える機関であり、相談件数が年間100万件を超えると予測されていることから、これに対応できるだけの体制整備が望まれる。

よって、政府においては、「法テラス」の体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望する。

記

- 1 全国で21人しか配置されていない常勤弁護士を早急に大幅増員すること。
- 2 司法過疎対策を推進し、弁護士が全くいないか一人しかいない地域、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。
- 3 高齢者、障がい者などの司法アクセス困難者のために、訪問や出張による相談等を実施すること。
- 4 特に高齢者、障がい者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。
- 5 利用者の利便性を鑑み、日曜日も業務を行うこと。
- 6 メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）12月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣

（提出者）全議員